

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第6号

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条各号列記以外の部分中「この規程は」の右に「、地方公営企業法第33条の2又は地方自治法施行令第158条第1項の規定により」を加え、「収納事務」を「収納に係る事務」に改め、「の委託」を「を委託すること」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条第2項中「委託する」の右に「ことができる」を加える。

第3条第1項中「当該事務を遂行するに足る責任能力を有する者でなければならない」を「次に掲げる要件を備えている者とする」に改め、同項に次の4号を加える。

- (1) 委託を受けようとする業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施について相当の知識及び経験を有する者であること。
- (2) 徴収事務等に関する情報を電子計算機により適正に管理し、その電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を遅滞なく提供することができること。
- (3) 収納金を的確かつ迅速に払い込むことができる能力を有すると認められること。
- (4) 個人情報（京都市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下この号において同じ。）の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。

第5条第1項中「徴収事務等」を「管理者は、徴収事務等」に、「契約書を取り交わさなければならない」を「契約を締結するものとする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「契約書に」を「契約を締結するとき」に、「次の事項を記載する」を「次に掲げる事項を記載した契約書を作成する」に改める。

第6条第1項中「前条の」を「前条第2項に規定する」に、「契約書に定める期限内」を「当該契約書に定める期間内」に改め、同条第2項中「については委託者の過失に起因するものを除き、すべて」を「について、受託者の責めに帰すべき事由がないと管理者が認める

場合を除き、一切の」に改め、同条第3項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第7条第1項中「上下水道局」を「京都市上下水道局」に改め、同条第2項中「徴収事務等」を「受託者は、徴収事務等」に、「電子情報処理施設を使用して」を「、電子計算機処理により」に改め、同条第3項中「ときは」を「場合であつて」に、「特に認めた場合には」を「必要と認めるときは」に、「上下水道局」を「京都市上下水道局」に改め、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条中「徴収事務従事者」を「徴収事務等従事者」に改める。

第10条を次のように改める。

(身分証明書)

第10条 管理者は、受託者に対し、徴収事務等従事者が従事する徴収事務等の名称を記載した身分証明書（別記様式）を交付するものとする。

2 前項の交付を受けた受託者は、徴収事務等従事者に当該身分証明書を携帯させ、関係者から提示を求められたときには、速やかにこれを提示させなければならない。

3 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに身分証明書を管理者に返納しなければならない。

(1) 第5条第1項に規定する契約が終了したとき。

(2) 徴収事務等従事者を変更したとき。

(3) 身分証明書の有効期間が満了したとき。

第14条中「委託契約」を「第5条第1項に規定する契約」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式（第10条関係）

（横8センチメートル，縦4.7センチメートル）

（表）

No. _____

事務従事者証

写 真	受託業者名 _____
	従事者氏名 _____
	有効期間 _____

京都市公営企業管理者上下水道局長

（裏）

- 1 この証票は， 事務を
行うときは，必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は，関係者の請求があったときは，
いつでも提示しなければならない。
- 3 この証票は，他人に貸与し，又は譲渡しては
ならない。
- 4 この証票は，有効期間が満了し，又は
事務に従事することがなくな
ったときは，直ちに返納しなければならない。

別記様式第2号及び別記様式第3号を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)